

生活のきまり（生徒心得）

（1）一般的事項

- ア 学ぼうとする志をもち授業を大切にし、基礎学力の定着に向けて学業に励む。
- イ よりよい未来を拓くため多様な学びを通して心身を鍛え集団生活への適応に努める。
- ウ 基本的な生活習慣（あいさつ、時間を守るなど）を確立する。
- エ 充実した学校生活を営むために、学校・社会の秩序やルールをきちんと守る。
- オ 人との出会いやつながりの中で自己や他者を大切に、誠実に学校生活を送る。

（2）校内外の生活

- ア 公共物を大切にし、校内美化に努める。
- イ 高校生・社会人としてのマナーをしっかりと守り、他（周り）に不快感を与えない。
- ウ 身分証明書は常に携帯する。
- エ 授業中、スマートフォンや携帯電話は使用しない。なお、他の生徒・職員に迷惑かけないよう最低限のマナー（マナーモードの徹底、歩きスマホをしない等）を守り、学校生活に支障のないようにする。
- オ 貴重品や金銭を必要以上に所持せず、私物は自己の責任において管理する。
- カ 敷地内は全面禁煙である。
- キ 常に健康管理を心掛け、欠席・遅刻・早退をしないように努める。なお、やむを得ず欠席・遅刻する場合は必ず学校（13:30～17:40）に連絡する。
- ク 本校生徒としての自覚をもち、外出・交遊等においては、ルール（法律・条例等）を守り行動する。
- ケ 近隣への迷惑行為（大きな声で話をする・ごみ捨て・通行の妨げ等）は厳に慎み、地域住民の理解・信頼を得るように努める。
- コ 就労（アルバイト等を含む）する場合は、就労届を提出する。ただし、学校生活に影響のない範囲で行うこと。

（3）服装・頭髪等

- ア 学校生活に支障のないようにする。
- イ 式典時（入学式、卒業式、始業式、終業式、表彰式、その他定める式典等）には、正装とする。
- ウ 他校の制服は認めない。
- エ 未成年者の入れ墨は「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」に違反するため禁止する。成年者についてもこれに準じる。

（4）通学・免許・交通関係

- ア 車両通学を希望するものは、「車両通学についての確認書」または「車両通学許可願」を学校に提出し、学校長の許可を得る。
- イ 通学許可に関しては単年度制とし、継続の場合は更新の手続きをする。
- ウ 車両を変更した場合は、新たに通学許可願を提出する。
- エ 通学に使用できる車両は、次の4種類とする。

（ア）原動機付自転車

- （イ）自動二輪車
- （ウ）普通自動車
- （エ）自転車

オ 車両通学の許可条件

- (ア) 公共交通機関を使った通学が不便であること。
- (イ) 校則を守り、学業に問題がないこと。
- (ウ) 運転免許証と任意保険証のコピーを提出すること。
通学車両（前項エ(ア)～(ウ)）は、対人無制限・対物 300 万円以上の任意保険に加入していること。
- (エ) 自転車については、自転車保険に加入していること。
- (オ) 「車両通学心得」を守ること。
- (カ) 許可条件を満たさなくなった場合や許可条件に反した場合は、許可を取り消すことがある。

カ 車両通学心得

- (ア) 安全に心がける（ヘルメットを着用するなど）。
- (イ) 道路交通法・交通ルール・交通マナーを守る。
- (ウ) 車両の不法改造を行わない。
- (エ) 駐車・駐輪の場所は学校の指示に従う。
- (オ) 学校敷地内は、徐行運転を守る。
- (カ) 周囲に迷惑をかける行為をしない。
- (キ) 違反・事故が発生した場合は、速やかに学校へ申し出ること。
- (ク) 学校敷地内における事故等について、学校は責任を負わない。

(5) 諸届・願

諸願届は定められた様式によってホームルーム担任を通じ、校長に提出する。

(6) 給食について

ア 本校定時制では補食給食を実施している。

定時制食堂を利用し、時間帯は 16:40～17:35 までとする。

イ 定時制食堂から給食を持ち出さないこと。

ウ 給食を利用しない場合は、欠食届を前月の 10 日までに担任に提出すること。